

○旅館業法施行条例の施行等に関する規則

昭和55年5月31日

規則第31号

(趣旨)

第1条 この規則は、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）、旅館業法施行令（昭和32年政令第152号）、旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号。以下「省令」という。）及び旅館業法施行条例（平成24年墨田区条例第30号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(平24規27・一部改正)

(営業許可申請)

第2条 省令第1条第1項の規定による申請書は、旅館業営業許可申請書（第1号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付して、正副2通を区長に提出しなければならない。

- (1) 当該旅館を中心とした半径300メートル以内の住宅、道路及び学校等の見取図
- (2) 建物の配置図、各階平面図、正面図及び側面図
- (3) 客室等にガス設備を設ける場合は、その配管図
- (4) 法人の場合は、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
- (5) 旅館業を営もうとする施設のある建物が2以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第2項に規定する区分所有者をいう。）が存する建物で人の居住の用に供する専有部分があるものである場合には、当該専有部分の用途に関する規約の写し

(昭61規37・平12規60・平24規27・平30規32・令3規2・令5規77・一部改正)

(営業許可書の交付等)

第3条 区長は、法第3条第1項の規定により許可をしたときは、旅館業営業許可書

(第2号様式)を交付し、次に掲げる事項を記載した旅館業営業許可台帳を作成するものとする。

- (1) 営業許可施設の名称、所在地及び営業種別
- (2) 営業者の氏名、住所及び生年月日(法人にあっては、その名称、事務所所在地及び代表者の氏名)
- (3) 許可年月日及び番号
- (4) 施設の定員及び客室数
- (5) 共用の便所及び洗面所の設置箇所数
- (6) 浴室及びリネン物収納場所の設置箇所数
- (7) 変更届に係る事項並びに法第3条の2第1項又は第3条の3第1項の規定による承認をした年月日及びその内容
- (8) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

2 区長は、法第3条第2項又は第3項の規定により許可をしないときは、旅館業営業不許可通知書(第3号様式)により通知するものとする。

(平12規60・平24規27・一部改正)

(承継承認申請書等)

第4条 省令第1条の3第1項の規定による申請書は旅館業営業承継承認申請書(譲渡)(第3号の2様式)とし、省令第2条第1項の規定による申請書は旅館業営業承継承認申請書(合併)(第4号様式)又は旅館業営業承継承認申請書(分割)(第4号の2様式)とし、省令第3条第1項の規定による申請書は旅館業営業承継承認申請書(相続)(第5号様式)とする。

2 区長は、法第3条の2第1項の規定による承認をしたときは旅館業営業承継承認書(譲渡)(第5号の2様式)を、法第3条の3第1項の規定による承認をしたときは旅館業営業承継承認書(合併)(第6号様式)又は旅館業営業承継承認書(分割)(第6号の2様式)を、法第3条の4第1項の規定による承認をしたときは旅館業営業承継承認書(相続)(第7号様式)を交付する。

3 区長は、法第3条の2第1項、第3条の3第1項又は第3条の4第1項の規定に

よる承認をしないことを決定したときは、旅館業営業承継不承認通知書（第7号の2様式）により当該承認の申請をした者に通知する。

（平24規27・全部改正、令5規77・一部改正）

（変更等の届出）

第5条 省令第4条の規定による届出をしようとする者は、旅館業営業許可事項変更届（第8号様式）又は旅館業廃止（停止）届（第9号様式）を区長に提出しなければならない。

（昭61規37・旧第4条線下・一部改正、平12規60・平24規27・一部改正）

（宿泊者名簿）

第6条 法第6条第1項の宿泊者名簿は、同項に定めるもののほか、次に掲げる事項を記載することができるものでなければならない。

- （1） 生年月日
- （2） 前泊地
- （3） 行先地
- （4） 到着日時
- （5） 出発日時
- （6） 室名

（昭61規37・旧第5条線下、平17規63・平28規19・令3規2・一部改正）

（標識の設置等）

第7条 条例第3条第1項に規定する標識は、旅館業営業計画のお知らせ（第10号様式）とし、営業予定地の道路に接する部分（2以上の道路に接するときは、それぞれの道路に接する部分）に、地面から標識の下端までの高さがおおむね1メートルとなるように設置するものとする。この場合において、標識の大きさは、縦横それぞれ0.6メートル以上としなければならない。

2 前項の標識の設置期間は、旅館業の営業許可申請をしようとする日の少なくとも

1 5日前から営業許可日までとする。

- 3 条例第3条第1項の規定による届出は、標識設置届（第11号様式）により、第1項の標識を設置した日から起算して5日以内に行わなければならない。

（平30規32・追加）

（説明会の開催等）

第8条 条例第4条第1項に規定する説明会等を開催しようとするときは、開催日の5日前までに、開催の日時及び場所を見やすい場所に掲示するとともに、文書の配布等の方法により周辺住民等に周知しなければならない。

- 2 説明会等で説明すべき事項は、次に掲げるものとする。ただし、戸別訪問による場合は、文書の配布等の方法によるものとする。

- （1） 申請予定者の住所及び氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
- （2） 施設の所在地
- （3） 施設の名称
- （4） 営業の種別
- （5） 施設の構造設備の概要
- （6） 工期（工事着工、完成予定及び営業開始予定の年月日をいう。）
- （7） 施設の管理運営方法
- （8） 営業従事者が常駐する場所
- （9） 周辺住民等からの問合せ先及び営業開始後の緊急連絡先

- 3 条例第4条第1項の規定による報告は、説明会等報告書（第12号様式）に、次の各号に掲げる方法に応じ、当該各号に定める書類を添えて、速やかに行わなければならない。

- （1） 説明会の開催 次に掲げる書類
  - ア 説明会会議録
  - イ 説明会の開催通知書
  - ウ 説明会出席者名簿
  - エ 説明会で配布した資料

(2) 戸別訪問 次に掲げる書類

ア 説明した周辺住民等の名簿

イ 戸別訪問で配布した資料

(平30規32・追加、令8規15・一部改正)

(1 客室の有効面積の算定)

第9条 条例第7条第6号アに規定する1客室の有効部分の面積の算定は、寝室その他の宿泊者の睡眠、休憩等の用に供する部分の床面積を合計して行うものとする。

(平24規27・追加、平30規32・旧第7条線下・一部改正)

(貯湯槽を使用するときの措置)

第10条 条例第7条第8号エ(ア)の規定による貯湯槽内部の清掃及び消毒は、1年に1回以上行うものとする。

2 条例第7条第8号エ(イ)の規則で定める温度は、摂氏60度とする。

(平24規27・追加、平30規32・旧第8条線下・一部改正)

(ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときの措置)

第11条 条例第7条第8号オ(ア)の規定によるろ過器の逆洗浄等及び内部の消毒は、1週間に1回以上行うものとする。

2 条例第7条第8号オ(イ)の規定による配管の内部の消毒は、1週間に1回以上行うものとする。

3 条例第7条第8号オ(ウ)の規定による集毛器の清掃は、毎日行うものとする。

4 条例第7条第8号オ(エ)ただし書の規定による浴槽水の消毒は、次に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。

(1) 塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用する方法により行うこと。

(2) モノクロラミンによる消毒を行うこと。この場合において、モノクロラミン濃度が1リットルにつき3ミリグラム以上になるように保つこと。

5 条例第7条第8号オ(オ)の規定による浴槽水の水質検査は、レジオネラ属菌について1年に1回以上行い、レジオネラ属菌が検出されないことを確認するものと

する。

(平24規27・追加、平30規32・旧第9条繰下・一部改正、令3規106・一部改正)

(営業従事者名簿の記載事項)

第12条 条例第9条第4号の規定により営業従事者名簿に記載する規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 住所
- (4) 従事職種
- (5) 就職年月日

(平24規27・追加、平30規32・旧第10条繰下・一部改正)

(営業施設入り口付近の表示)

第13条 条例第9条第5号の規則で定める表示は、宿泊者又は周辺住民等が見やすい場所、文字の大きさ及び色であることに配慮し、次に掲げる事項を表示するものとする。

- (1) 施設の名称
- (2) 宿泊施設である旨（前号に掲げる事項に含まれる場合を除く。）
- (3) 営業施設への来訪者に対し、従業者が常時直接面接することができる設備及び体制を備えている施設以外の施設にあつては、緊急連絡先及び連絡方法

(平30規32・追加、令3規51・一部改正、令8規15・一部改正)

(旅館・ホテル営業の玄関帳場等)

第14条 条例第10条第1号の設備は、宿泊しようとする者との面接に適し、次に掲げる要件を全て満たす構造設備のものとする。

- (1) 営業施設入り口から容易に見えるよう宿泊者が通過する場所に位置していること。
- (2) 宿泊者の出入りを容易に見ることができる構造設備であること。

(3) 受付等の事務に適した広さを有していること。

(4) 宿泊者又は周辺住民等の求めに応じて常時対応することができる機能を備えていること。

(平30規32・追加、令3規51・一部改正)

(面積の基準に係る構造部分)

第15条 条例第10条第3号ア並びに第11条第1項第2号及び第3号並びに第12条第1項第1号の規則で定める構造部分は、寝室、浴室、便所、洗面所その他の宿泊者が通常立ち入る部分を合わせたものとする。

(平24規27・追加、平30規32・旧第11条繰下・一部改正)

(客室等の境界の区画)

第16条 条例第10条第3号ウの規則で定めるものは、客室内に当該客室の宿泊者以外の者が侵入しないように他の場所と明確に区別することができる間仕切りとし、出入口は、引き戸又は開き戸であるものとする。

(平30規32・追加)

(共同便所の便器の数)

第17条 条例第10条第8号イの便器は、次の各号に掲げる便所を付設していない客室の各階ごとの宿泊定員に応じた合計定員（以下この条において「合計定員」という。）の区分に応じ、当該各号に定める数以上をそれぞれ使用に適した状態で設置するものとする。

(1) 5人以下 2

(2) 6人以上30人以下 2に、合計定員が5人を超えて5人又はその端数の人数を増すごとに1を加えて得た数

(3) 31人以上300人以下 7に、合計定員が30人を超えて10人又はその端数の人数を増すごとに1を加えて得た数

(4) 301人以上 34に、合計定員が300人を超えて20人又はその端数の人数を増すごとに1を加えて得た数

2 前項の規定により設置する便器の数のうち、男子用及び女子用それぞれの便器の

数は、施設の利用形態を勘案した数とする。

(平24規27・追加、平30規32・旧第12条繰下・一部改正)

(共同洗面所の給水栓の数)

第18条 条例第10条第9号の給水栓は、次の各号に掲げる洗面設備を付設していない客室の合計定員（以下この条において「合計定員」という。）の区分に応じ、使用に便利な場所に当該各号に定める数以上を設置するものとする。

(1) 30人以下 合計定員が5人又はその端数の人数を増すごとに1を加えて得た数

(2) 31人以上 6に、合計定員が30人を超えて10人又はその端数の人数を増すごとに1を加えて得た数

(平24規27・追加、平30規32・旧第13条繰下・一部改正)

(生活環境の悪化等を認識することができる場所)

第19条 条例第10条第10号ただし書に規定する規則で定める場所は、次のいずれかの建物内に設置される場所をいう。

(1) 営業施設と同一の建物

(2) 営業施設と同一の敷地内に存する建物

(3) 営業施設の敷地に隣接している敷地に存する建物

(4) 営業施設の敷地に接する幅員4メートル以下の道路又は通路を挟んで近接する敷地に存する建物

(平30規32・追加、令3規51・一部改正、令8規15・一部改正)

(衛生措置基準の特例)

第20条 条例第13条の規定により季節的に利用されるものその他特別の事情があるものに係る区長が定める特例の基準は、公衆衛生の維持に支障がないと区長が認める場合に限り、次に掲げる施設について、条例第7条第6号アに規定する宿泊定員について、1客室の有効部分の面積1.5平方メートルにつき1人とする。

(1) 省令第5条第1項に規定する施設

(2) 条例第10条第2号オに規定する施設

(平24規27・追加、平30規32・旧第14条繰下・一部改正)

付 則

- 1 この規則は、昭和55年6月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、旅館業法施行細則（昭和32年東京都規則第122号）によって作成された様式の内紙で現に存するものは、当分の間、使用することができる。

付 則（昭和61年6月23日規則第37号）

この規則は、昭和61年6月24日から施行する。

付 則（平成6年3月31日規則第39号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

付 則（平成12年3月31日規則第60号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

付 則（平成13年3月30日規則第36号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

付 則（平成15年3月31日規則第17号）

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の旅館業法施行細則第1号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（平成17年4月1日規則第63号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成24年3月30日規則第27号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

付 則（平成28年3月15日規則第19号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（平成30年5月23日規則第32号）

この規則は、平成30年6月15日から施行する。

付 則（令和3年1月29日規則第2号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第1号様式及び第5号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（令和3年4月5日規則第51号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和3年9月30日規則第106号）

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

付 則（令和5年12月11日規則第77号）

- 1 この規則は、令和5年12月13日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第1号様式及び第4号様式から第5号様式までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（令和8年3月30日規則第15号）

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

第1号様式

|  |   |                                     |   |   |    |
|--|---|-------------------------------------|---|---|----|
|  |   | 年                                   | 月 | 日 |    |
| 墨田区長   | あて  |                                     |   |   |    |
|  |   | 申請者住所<br>氏名                         | 年 | 月 | 日生 |
|  |   | 電 話                                 | ( | ) |    |
|  |   | 〔 法人にあつては、その名称、事務所<br>所在地及び代表者の氏名 〕 |   |   |    |
| 旅館業営業許可申請書                                       |   |                                     |   |   |    |
| 旅館業法第3条第1項の規定により、下記のとおり旅館業営業の許可を受けたいので申請<br>します。 |   |                                     |   |   |    |
| 記  |   |                                     |   |   |    |
| 1  | 施設の名称   |                                     |   |   |    |
| 2  | 施設の所在地  |                                     |   |   |    |
|  |   | 電 話                                 | ( | ) |    |
| 3  | 営業の種別 旅館・ホテル営業 簡易宿所営業 下宿営業  |                                     |   |   |    |
| 4  | 季節的営業等に該当することの有無  |                                     |   |   |    |
| 5  | 営業施設の構造設備の概要  |                                     |   |   |    |
| 6  | 申請者が旅館業法第3条第2項第1号から第8号までに該当することの有無及び該当する<br>ときは、その内容              |                                     |   |   |    |
| 7  | 管理者の氏名  |                                     |   |   |    |
| 添付書類   |   |                                     |   |   |    |
| (1)  | 当該旅館を中心とする半径300メートル以内の住宅、道路、学校等の見取図                               |                                     |   |   |    |
| (2)  | 建物の配置図、各階平面図、正面図及び側面図   |                                     |   |   |    |
| (3)  | 客室等にガス設備を設ける場合は、その配管図   |                                     |   |   |    |
| (4)  | 法人の場合は、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書                                       |                                     |   |   |    |
| (5)  | 2以上の区分所有者が存する建物で人の居住の用に供する専有部分があるもので<br>ある場合には、当該専有部分の用途に関する規約の写し |                                     |   |   |    |

(A4)

第2号様式(表)

|  |
|--|
| 第 号  |
| 旅 館 業 営 業 許 可 書                            |
| 住 所<br>氏 名<br>〔法人にあつては、その名称及び事務〕<br>所所在地   |
| 年 月 日付けで申請のあつた旅館業の営業については、下記のとおり許可<br>します。 |
| 年 月 日                                      |
| 墨田区長 印                                     |
| 記  |
| 1 施設 の 名 称                                 |
| 2 施設 の 所 在 地                               |
| 3 営 業 の 種 別                                |
| 4 条 件                                      |
| ※ 裏面には、この決定に対する不服申立て等についての記載があります。         |

(A4)

第2号様式(裏)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、墨田区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、墨田区を被告として(訴訟において墨田区を代表する者は墨田区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第3号様式(表)

|  |        |
|--|--------|
| 第  | 号      |
| 旅館業営業不許可通知書  |        |
| 住 所  |        |
| 氏 名  |        |
| 〔法人にあつては、その名称及び事務〕<br>所在地  |        |
| 年 月 日付で申請のあった旅館業の経営については、下記の理由により<br>不許可としたので、旅館業法第3条第5項の規定により通知します。 |        |
| 年 月 日  |        |
| 墨田区長   |        |
| 印  |        |
| 記  |        |
| 1  | 施設の名称  |
| 2  | 施設の所在地 |
| 3  | 理 由    |
| ※ 裏面には、この決定に対する不服申立て等についての記載があります。                                   |        |

(A4)

第3号様式(裏)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、墨田区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、墨田区を被告として(訴訟において墨田区を代表する者は墨田区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第3号の2様式

|   |    |          |     |   |
|---|----|----------|-----|---|
|   |    | 年        | 月   | 日 |
| 墨田区長  | あて |          |     |   |
|   |    | 〈譲受人〉住 所 |     |   |
|   |    | 氏 名      |     |   |
|   |    | 電 話      | ( ) |   |
|   |    | 〈譲渡人〉住 所 |     |   |
|   |    | 氏 名      |     |   |
|   |    | 電 話      | ( ) |   |
| 旅館業営業承継承認申請書（譲渡）                                      |    |          |     |   |
| 旅館業法第3条の2第1項の規定により、下記のとおり譲渡による旅館業営業承継の承認を受けたいので申請します。 |    |          |     |   |
| 記   |    |          |     |   |
| 1 譲受人（法人にあっては、名称、事務所の所在地及び代表者の氏名）                     |    |          |     |   |
| (1) 住所  |    |          |     |   |
| (2) 氏名  |    |          |     |   |
| (3) 生年月日  |    |          |     |   |
| 2 譲渡人（法人にあっては、名称、事務所の所在地及び代表者の氏名）                     |    |          |     |   |
| (1) 住所  |    |          |     |   |
| (2) 氏名  |    |          |     |   |
| (3) 生年月日  |    |          |     |   |
| 3 譲渡の予定年月日      年    月    日                           |    |          |     |   |
| 4 施設の名称   |    |          |     |   |
| 5 施設の所在地  |    |          |     |   |
| 6 旅館業法第3条第2項第1号から第8号までのいずれかに該当することの有無及び該当するときは、その内容   |    |          |     |   |
| 添付書類  |    |          |     |   |
| (1) 旅館業の譲渡を証する書類                                      |    |          |     |   |
| (2) 譲受人が法人の場合にあっては、譲受人の定款又は寄附行為の写し                    |    |          |     |   |

(A4)

第4号様式

|   |   |                                   |
|---|---|-----------------------------------|
|   |   | 年 月 日                             |
| 墨田区長  | あて  |                                   |
|   |   | 名 称<br>事務所所在地<br>代表者の氏名<br>電話 ( ) |
| 旅館業営業承継承認申請書(合併)                                      |   |                                   |
| 旅館業法第3条の3第1項の規定により、下記のとおり合併による旅館業営業承継の承認を受けたいので申請します。 |   |                                   |
| 記   |   |                                   |
| 1   | 合併により消滅する法人                                       |                                   |
| (1)   | 名称  |                                   |
| (2)   | 事務所所在地  |                                   |
| (3)   | 代表者の氏名  |                                   |
| 2   | 合併後存続する法人又は合併により設立される法人                           |                                   |
| (1)   | 名称  |                                   |
| (2)   | 事務所所在地  |                                   |
| (3)   | 代表者の氏名  |                                   |
| 3   | 合併の予定年月日  | 年 月 日                             |
| 4   | 施設の名称   |                                   |
| 5   | 施設の所在地  |                                   |
| 6   | 旅館業法第3条第2項第1号から第8号までのいずれかに該当することの有無及び該当するときは、その内容 |                                   |
| 添付書類  |   |                                   |
| 合併後存続する法人又は合併により設立する法人の定款又は寄附行為の写し                    |   |                                   |

(A4)

第4号の様式

|   |   |                                   |
|---|---|-----------------------------------|
|   |   | 年 月 日                             |
| 墨田区長  | あて  |                                   |
|   |   | 名 称<br>事務所所在地<br>代表者の氏名<br>電話 ( ) |
| 旅館業営業承継承認申請書(分割)                                      |   |                                   |
| 旅館業法第3条の3第1項の規定により、下記のとおり分割による旅館業営業承継の承認を受けたいので申請します。 |   |                                   |
| 記   |   |                                   |
| 1   | 分割前の法人  |                                   |
| (1)   | 名称  |                                   |
| (2)   | 事務所所在地  |                                   |
| (3)   | 代表者の氏名  |                                   |
| 2   | 分割により旅館業を承継する法人                                   |                                   |
| (1)   | 名称  |                                   |
| (2)   | 事務所所在地  |                                   |
| (3)   | 代表者の氏名  |                                   |
| 3   | 分割の予定年月日  | 年 月 日                             |
| 4   | 施設の名称   |                                   |
| 5   | 施設の所在地  |                                   |
| 6   | 旅館業法第3条第2項第1号から第8号までのいずれかに該当することの有無及び該当するときは、その内容 |                                   |
| 添付書類  |   |                                   |
| 分割により旅館業を承継する法人の定款又は寄附行為の写し                           |   |                                   |

(A4)

第5号様式

|      |    |             |   |   |    |
|------|----|-------------|---|---|----|
|      |    | 年           | 月 | 日 |    |
| 墨田区長 | あて |             |   |   |    |
|      |    | 住 所         |   |   |    |
|      |    | 氏 名         |   |   |    |
|      |    |             | 年 | 月 | 日生 |
|      |    | 電 話( )      |   |   |    |
|      |    | 被相続人との続柄( ) |   |   |    |

旅館業営業承継承認申請書(相続)

旅館業法第3条の4第1項の規定により、下記のとおり相続による旅館業営業承継の承認を受けたいので申請します。

記

- 1 被相続人の氏名
- 2 被相続人の住所
- 3 相続開始の年月日
- 4 施設の名称
- 5 施設の所在地
- 6 旅館業法第3条第2項第1号から第6号まで又は第8号に該当することの有無及び該当するときは、その内容

添付書類

- (1) 戸籍謄本又は不動産登記規則第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
- (2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

(A4)

第5号の2様式(表)

|  |   |
|--|---|
| 第  | 号 |
| 旅館業営業承継承認書(譲渡)                                     |   |
| 〈譲受人〉住所<br>氏名                                      |   |
| 〈譲渡人〉住所<br>氏名                                      |   |
| (法人にあつては、名称及び事務所の所在地)                              |   |
| 年 月 日付けで申請のあつた譲渡による旅館業の営業の承継について<br>は、下記のとおり承認します。 |   |
| 年 月 日  |   |
| 墨田区長   |   |
| 印  |   |
| 記  |   |
| 1 譲受人(法人にあつては、名称及び事務所の所在地)                         |   |
| (1) 住所   |   |
| (2) 氏名   |   |
| 2 譲渡人(法人にあつては、名称及び事務所の所在地)                         |   |
| (1) 住所   |   |
| (2) 氏名   |   |
| 3 施設の名称  |   |
| 4 施設の所在地   |   |
| 5 条件   |   |
| ※ 裏面には、この決定に対する不服申立て等についての記載があります。                 |   |

(A4)

第5号の2様式(裏)

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に墨田区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、墨田区を被告として(訴訟において墨田区を代表する者は墨田区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第6号様式(表)

|  |
|--|
| 第 号  |
| 旅館業営業承継承認書(合併)   |
| 名 称<br>事務所所在地  |
| 年 月 日付けで申請のあった合併による旅館業の営業の承継については、<br>下記のとおり承認します。                 |
| 年 月 日  |
| 墨田区長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span> |
| 記  |
| 1 合併により消滅する法人  |
| (1) 名 称  |
| (2) 事務所所在地   |
| 2 合併後存続する法人又は合併により設立される法人  |
| (1) 名 称  |
| (2) 事務所所在地   |
| 3 施設の名称  |
| 4 施設の所在地   |
| 5 条 件  |
| ※ 裏面には、この決定に対する不服申立て等についての記載があります。                                 |

(A4)

第6号様式(裏)

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に墨田区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、墨田区を被告として(訴訟において墨田区を代表する者は墨田区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第6号の2様式(表)

|  |                 |        |   |
|--|-----------------|--------|---|
|  |                 | 第      | 号 |
| 旅館業営業承継承認書(分割)                                     |                 |        |   |
|  |                 | 名      | 称 |
|  |                 | 事務所所在地 |   |
| 年 月 日付けで申請のあった分割による旅館業の営業の承継については、<br>下記のとおり承認します。 |                 |        |   |
|  |                 | 年 月 日  |   |
|  |                 | 墨田区長   | 印 |
| 記  |                 |        |   |
| 1  | 分割前の法人          |        |   |
| (1)  | 名               | 称      |   |
| (2)  | 事務所所在地          |        |   |
| 2  | 分割により旅館業を承継する法人 |        |   |
| (1)  | 名               | 称      |   |
| (2)  | 事務所所在地          |        |   |
| 3  | 施設の名称           |        |   |
| 4  | 施設の所在地          |        |   |
| 5  | 条 件             |        |   |
| ※ 裏面には、この決定に対する不服申立て等についての記載があります。                 |                 |        |   |

(A4)

第6号の2様式(裏)

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に墨田区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、墨田区を被告として(訴訟において墨田区を代表する者は墨田区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第7号様式(表)


|  |
|--|
| 第 号  |
| 旅館業営業承継承認書(相続)                                 |
| 氏 名  |
| 住 所  |
| 年 月 日付けで申請のあった相続による旅館業の営業の承継については、下記のとおり承認します。 |
| 年 月 日  |
| 墨田区長 <span style="float: right;">印</span>      |
| 記  |
| 1 施設の名称  |
| 2 施設の所在地                                       |
| 3 条 件  |
| ※ 裏面には、この決定に対する不服申立て等についての記載があります。             |

(A4)

第7号様式(裏)

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に墨田区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、墨田区を被告として(訴訟において墨田区を代表する者は墨田区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第7号の2様式(表)

|  |
|--|
| 第 号  |
| 旅館業営業承継不承認通知書  |
| 名称又は氏名   |
| 事務所所在地又は住所   |
| 年 月 日付けで申請のあった旅館業の営業の承継については、下記の理由により不承認としたので、通知します。                                     |
| 年 月 日  |
| 墨田区長  |
| 記  |
| 1 施設の名称  |
| 2 施設の所在地   |
| 3 不承認の理由   |
| ※ 裏面には、この決定に対する不服申立て等についての記載があります。   |

(A4)

第7号の2様式(裏)

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に墨田区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、墨田区を被告として(訴訟において墨田区を代表する者は墨田区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第8号様式

|   |                   |                                 |        |      |
|---|-------------------|---------------------------------|--------|------|
|   |                   | 年                               | 月      | 日    |
| 墨田区長  | あて                |                                 |        |      |
|   |                   | 住 所                             |        |      |
|   |                   | 氏 名                             |        |      |
|   |                   | 電 話                             | ( )    |      |
|   |                   | 法人にあつては、その名称、事務所<br>所在地及び代表者の氏名 |        |      |
|   |                   | 旅館業営業許可事項変更届                    |        |      |
| 下記のとおり、旅館業営業許可事項を変更したので、旅館業法施行規則第4条の規定により届け出ます。 |                   |                                 |        |      |
|   |                   | 記                               |        |      |
| 1   | 施設の名称             |                                 |        |      |
| 2   | 施設の所在地            |                                 |        |      |
|   |                   | 電 話                             | ( )    |      |
| 3   | 営業の種別             | 旅館・ホテル営業                        | 簡易宿所営業 | 下宿営業 |
| 4   | 変更事項              |                                 |        |      |
|   | 新                 |                                 |        |      |
|   | 旧                 |                                 |        |      |
| 5   | 変更年月日             | 年                               | 月      | 日    |
| 6   | 変更理由              |                                 |        |      |
|   | 添付書類              |                                 |        |      |
|   | 構造設備の変更の場合は、その説明図 |                                 |        |      |

(A4)

第9号様式

|   |  |                             |     |   |
|---|--|-----------------------------|-----|---|
|   |  | 年                           | 月   | 日 |
| 墨田区長  | あて                                     |                             |     |   |
|   |  | 住 所                         |     |   |
|   |  | 氏 名                         |     |   |
|   |  | 電 話                         | ( ) |   |
|   |  | 法人にあつては、その名称、事務所所在地及び代表者の氏名 |     |   |
| 旅館業廃止(停止)届                                    |  |                             |     |   |
| 下記のとおり、旅館業を廃止(停止)したので、旅館業法施行規則第4条の規定により届け出ます。 |  |                             |     |   |
| 記   |  |                             |     |   |
| 1   | 施設の名称                                  |                             |     |   |
| 2   | 施設の所在地                                 |                             |     |   |
| 3   | 営業の種別 旅館・ホテル営業 簡易宿所営業 下宿営業             |                             |     |   |
| 4   | 廃止(停止)年月日 年 月 日                        |                             |     |   |
| 5   | 廃止(停止)理由                               |                             |     |   |
|   | (1) 廃業 (2) 譲渡 (3) 改築 (4) 増築 (5) 増改築    |                             |     |   |
|   | (6) 個人から法人 (7) 法人から個人 (8) 一部停止 (9) その他 |                             |     |   |

(A4)

第10号様式

| 旅館業営業計画のお知らせ   |        |                      |  |
|--|--------|----------------------|--|
| 施設 の 名 称   |        |                      |  |
| 施設 の 所 在 地   |        |                      |  |
| 営 業 の 種 別  |        |                      |  |
| 施設 の 概 要   | 施設 面 積 | 構造・規模                |  |
|  | 客 室 数  | 定 員                  |  |
| 営業 開 始 予 定 年 月 日   |        | 年 月 日                |  |
| 申 請 予 定 者 の 住 所 ・ 氏 名  |        |                      |  |
| 標 識 設 置 年 月 日  |        | 年 月 日                |  |
| 説 明 会 等 の 日 程 等  |        | 年 月 日 時から 時まで<br>場所： |  |
| <p>○ この標識は、旅館業法施行条例第3条第1項の規定により設置したものです。</p> <p>○ 上記営業計画についての説明の申出は、以下の連絡先へお願いします。</p> <p>(連絡先)</p> <p>(電 話)</p> |        |                      |  |

縦：600mm以上  
横：600mm以上

第11号様式（表）

|   |           |                             |           |     |
|---|-----------|-----------------------------|-----------|-----|
| 年 月 日   |           |                             |           |     |
| 墨田区長                   あて<br><br><div style="text-align: center;">                     住 所<br/>                     申請予定者 氏 名<br/>                     電 話           (        )<br/>                     (法人にあっては、その名称、事務所<br/>                     所在地及び代表者の氏名)                 </div> |           |                             |           |     |
| 標識設置届   |           |                             |           |     |
| 下記建築物に係る標識を           年 月 日 に設置したので、旅館業法施行条例第3条第1項の規定により届け出ます。  |           |                             |           |     |
| 記   |           |                             |           |     |
| 1   | 建築物の名称    |                             |           |     |
| 2   | 建築敷地の所在地  | 住居表示 (                    ) |           |     |
| 3   | 用 途       |                             |           |     |
|   |           | 計画に係る部分                     | 計画以外の部分   | 合 計 |
| 4   | 敷 地 面 積   | ㎡                           | ㎡         | ㎡   |
| 5   | 建 築 面 積   | ㎡                           | ㎡         | ㎡   |
| 6   | 延 べ 床 面 積 | ㎡                           | ㎡         | ㎡   |
| 7   | 計画に係る建築物  | (1) 高さ                      | m         |     |
|   |           | (2) 階数                      | 地上 階/地下 階 |     |
|   |           | (3) 構造                      |           |     |
| 8   | 予 定 工 期   | 年 月 から           年 月 まで     |           |     |
| 9   | 添 付 資 料   |                             |           |     |

(注意)  
 ※1 道路に接する場所に標識を設置し、写真を貼付してください。  
 ※2 提出部数は1部です。

(A4)

第11号様式（裏）

|                           |                             |
|---------------------------|-----------------------------|
| 案内図                       | 標識設置位置図<br>(両隣の建物名を記載すること。) |
| 標識設置状況（遠景及び近景の写真を貼付すること。） |                             |
| 連絡者氏名・電話 ( )              |                             |

第12号様式

|   |   |           |
|---|---|-----------|
|   |   | 年 月 日     |
| 墨田区長  | あて                                      |           |
| 申請予定者   | 住 所<br>氏 名<br>電 話                       | ( )       |
|   | 〔 法人にあつては、その名称、事務所<br>所在地及び代表者の氏名 〕     |           |
| 説明会等報告書   |   |           |
| <p>旅館業法施行条例第4条第1項の規定により、説明会等の結果を下記のとおり報告<br/>します。</p> |   |           |
| 記   |   |           |
| 1 説明会開催日時<br>(戸別訪問の場合は、訪問期間)                          |   |           |
| 2 説明会開催場所   |   |           |
| 3 出席人数<br>(戸別訪問の場合は、訪問説明をした人数)                        |   |           |
| 4 説明をした周辺住民等の名簿 別紙のとおり                                |   |           |
| 5 配布資料 別紙のとおり   |   |           |
| 6 内容(詳細に記入してください。)                                    |   |           |
| (1) 事業者 住所<br>氏名                                      |   |           |
| (2) 説明者 氏名  |   |           |
| (3) 施設の名称   |   |           |
| (4) 施設の所在地  |   |           |
| (5) 営業の種別(営業の形態)                                      |   |           |
| (6) 施設の構造設備の概要  |   |           |
| ア   | 敷地面積                                    | ㎡         |
| イ   | 建築面積                                    | ㎡         |
| ウ   | 延べ床面積                                   | ㎡         |
| エ   | 構造                                      |           |
| オ   | 階数 地上 階 地下 階                            | カ 客室数 定員数 |
| キ   | 玄関帳場(フロント)の構造<br>浴室、シャワー室の構造<br>客室の内部構造 |           |
| ク   | 営業施設の外観等                                |           |
| (7)   | 着工予定年月日                                 | 年 月 日     |
|   | 完成予定年月日                                 | 年 月 日     |
|   | 営業開始予定年月日                               | 年 月 日     |
| (8)   | 施設の管理運営方法                               |           |
| (9)   | 営業従事者が常駐する場所                            |           |
| (10)  | 周辺住民等からの問合せ先及び営業開始後の緊急連絡先               |           |

(A4)

第1号様式

(平12規60・全部改正、平15規17・平17規63・平28規19・  
平30規32・令3規2・令5規77・一部改正)

第2号様式(表)

(平17規63・全部改正、平24規27・平28規19・一部改正)

第2号様式(裏)

(平17規63・全部改正、平24規27・平28規19・一部改正)

第3号様式(表)

(平17規63・全部改正、平24規27・平28規19・一部改正)

第3号様式(裏)

(平17規63・全部改正、平24規27・平28規19・一部改正)

第3号の2様式

(令5規77・追加)

第4号様式

(平13規36・全部改正、平17規63・平24規27・平30規32・  
令5規77・一部改正)

第4号の2様式

(平13規36・追加、平17規63・平24規27・平30規32・令5  
規77・一部改正)

第5号様式

(昭61規37・追加、平6規39・一部改正、平12規60・旧第6号様  
式繰上・一部改正、平17規63・平24規27・平30規32・令3規2・  
令5規77・一部改正)

第5号の2様式(表)

(令5規77・追加)

第5号の2様式(裏)

(令5規77・追加)

第6号様式（表）

（平24規27・全部改正）

第6号様式（裏）

（平24規27・全部改正、平28規19・一部改正）

第6号の2様式（表）

（平24規27・全部改正）

第6号の2様式（裏）

（平24規27・全部改正、平28規19・一部改正）

第7号様式（表）

（平24規27・全部改正）

第7号様式（裏）

（平24規27・全部改正、平28規19・一部改正）

第7号の2様式（表）

（平24規27・追加）

第7号の2様式（裏）

（平24規27・追加、平28規19・一部改正）

第8号様式

（昭61規37・旧第5号様式繰下・一部改正、平6規39・一部改正、平  
12規60・旧第9号様式繰上、平17規63・平30規32・一部改正）

第9号様式

（昭61規37・旧第6号様式繰下・一部改正、平6規39・一部改正、平  
12規60・旧第10号様式繰上・一部改正、平17規63・平30規32・  
一部改正）

第10号様式

（平30規32・追加）

第11号様式（表）

（平30規32・追加）

第11号様式（裏）

（平30規32・追加）

第12号様式

（平30規32・追加、令8規15・一部改正）